



山形県公報

令和4年10月28日(金)
第350号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○地方税の収納の事務の委託	(税 政 課)	…1028
○鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新	(みどり自然課)	…1029
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(同)	… 同
○特別保護地区の指定	(同)	…1033
○昭和40年11月県告示第1022号(鳥獣保護区設定)の一部改正	(同)	…1034
○昭和44年3月県告示第299号(鳥獣保護区設定)の一部改正	(同)	… 同
○昭和47年10月県告示第1597号(鳥獣保護区設定)の一部改正	(同)	…1035
○昭和57年11月県告示第1831号(鳥獣保護区設定)の一部改正	(同)	… 同
○昭和61年10月県告示第1443号(鳥獣保護区設定)の一部改正	(同)	…1036
○平成4年10月県告示第1209号(鳥獣保護区設定)の一部改正	(同)	… 同
○平成10年10月県告示第1001号(鳥獣保護区設定)の一部改正	(同)	…1037
○平成24年10月県告示第1025号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(同)	… 同
○特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	…1038
○指定管理者の指定	(産業創造振興課)	…1039
○土地改良区の定款変更の認可	(村山総合支庁農村計画課)	…1040
○同	(庄内総合支庁農村計画課)	… 同
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定	(最上総合支庁農村整備課)	… 同
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定	(庄内総合支庁森林整備課)	…1041
○県道の供用の開始	(村山総合支庁建設総務課)	… 同
○同	(村山総合支庁北村山建設総務課)	…1042
○道路の区域の変更	(置賜総合支庁西置賜建設総務課)	… 同
○県道の供用の開始	(同)	… 同
○公共測量の実施の通知	(県土利用政策課)	… 同
○指定管理者の指定	(都市計画課)	…1043
○同	(同)	… 同
○自動車専用道路の指定	(道路保全課)	… 同
○同	(同)	… 同
○指定管理者の指定	(空港港湾課)	… 同
○同	(同)	…1044
○同	(同)	… 同

教育委員会関係

規 則

○山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則	… 同
---------------------------	-----

選挙管理委員会関係

告 示

○政治団体の設立	…1045
----------	-------

- 政治団体の届出事項の異動…………… 同
- 政治団体の解散…………… 同
- 資金管理団体の届出事項の異動……………1046
- 資金管理団体でなくなった旨の届出…………… 同

企業局関係

告示

- 指定管理者の指定…………… 同

公告

- 一般競争入札の公告……………（管財課）…1047
- 令和5年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集……………（教育委員会）…1048
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（警察本部）…1057
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（新庄病院）…1058

告示

山形県告示第824号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

令和4年10月28日

山形県知事 吉村美栄子

1 委託した収納事務

県税（法人の県民税、県民税の利子割、法人の事業税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）、個人の事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税の環境性能割、自動車税の種別割、鉾区税、狩猟税、産業廃棄物税、特別地方消費税、自動車取得税及び自動車税に限る。）及び軽自動車税の環境性能割並びにそれらの延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収金の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社山形銀行	山形市七日町三丁目1番2号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
L I N E P a y 株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

3 委託期間 令和4年1月1日から令和6年12月31日まで

山形県告示第825号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項及び同条第7項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域を変更し、及び存続期間を更新する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 神室鳥獣保護区（新庄市及び最上郡金山町）
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

神室鳥獣保護区は、標高1,365メートルの神室山を中心とした地域で、大半が栗駒国立公園に指定されている。森林に深く覆われた地形で、ブナ・チシマザサ群落、キタゴヨウクロベ群落等の自然植生が残るほか、人工林が介在しており、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっている。

北西側はイヌワシの高利用域となっているほか、オオタカやクマタカの飛翔が確認されており、希少動物の生息域となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

登山道等の利用者による鳥獣への影響を防止するため、鳥獣保護管理員等による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

山形県告示第826号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 徳良湖鳥獣保護区（尾花沢市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

徳良湖鳥獣保護区は、御所山県立自然公園に指定されている徳良湖を中心として広がる丘陵地帯であ

る。周辺には、子供広場やオートキャンプ場等の施設があり、市民の憩いの場となっている。この区域は、アカマツ林に覆われており、北西部にかけては、広葉樹林となっており、多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

(イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

(ニ) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用を図る。

2 (1) 名称 東山鳥獣保護区（新庄市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

東山鳥獣保護区は、昭和55年度から昭和57年度にかけて県及び国の補助を受け、林野庁の指導の下に造成した保健休養のための森林「東山・生活環境保全林」を中心とした区域である。現在は、「陣峰市民の森」として、地域住民の憩いの場として、また、地元野鳥愛護会の野鳥観察の場として利用されている。新庄市中心部から近く、地域住民が親しく鳥獣に接するには重要な区域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

(イ) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用を図る。

(ロ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

3 (1) 名称 野々村鳥獣保護区（最上郡真室川町）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

野々村鳥獣保護区は、最上郡真室川町の中心部に近い農業用ため池を中心とした区域であり、この区域は渡り鳥の越冬地として知られている。冬期にはハクチョウ、マガモ、オナガガモ等の飛来が見られ、地域住民によるこれらの鳥類の保護活動も行われている。近隣地には鳥獣の観察が可能な施設も整備され、地域住民の憩いの場ともなっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

(イ) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用を図る。

(ロ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

4 (1) 名称 吾妻鳥獣保護区（米沢市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

吾妻鳥獣保護区は、米沢市の南部、福島県との県境周辺に位置し、標高2,035メートルの西吾妻山を中心とした高山地帯で、磐梯朝日国立公園（吾妻地域）の特別保護地区及び特別地域にも指定されている。国の天然記念物であるニホンカモシカや国内希少野生動植物種であるイヌワシ、また、ツキノワグマ、ニホンザル等の良好な生息地となって大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した地域となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

(イ) 区域内の定期的な巡視により、生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないように留意する。

(ロ) 区域内には、磐梯朝日国立公園（吾妻地域）の特別保護地区及び特別地域に指定されている地区もあり、登山客の利用が多いことから、利用者にはゴミの持ち帰りやマナー等について指導し、特別保護地区及び特別地域内の生息環境を良好に維持するよう努める。

5 (1) 名称 大花山鳥獣保護区（西置賜郡小国町）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

大花山鳥獣保護区は、西置賜郡小国町の南西部に位置し、荒川支流の玉川と足水川に挟まれた標高789メートルの大花山に連なる丘陵地帯で、大花山西斜面はブナ・チシマザサ群落が広がり、東斜面はブナ二次林が広がっている。このような自然環境を反映して国内希少野生動植物種であるイヌワシ、ニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

定期的に区域内を巡視し、鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、森林施業等による鳥獣への影響を防止するため、関係機関との調整を図る。

6 (1) 名称 羽黒山鳥獣保護区（鶴岡市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

羽黒山鳥獣保護区は、磐梯朝日国立公園の特別地域に指定され、自然環境が保全されている。

植生は、出羽三山神社のスギ植林が大部分を占めるが、原生林もあり豊かな自然環境を保っており、多くの鳥類、中・小型哺乳類等が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

(イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ロ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

7 (1) 名称 飛島鳥獣保護区（酒田市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

飛島鳥獣保護区は、鳥海国定公園内で、酒田港の西北西38キロメートルの日本海に浮かぶ島しょ地域で、地形はほぼ平坦であり周囲10キロメートル、面積2.3平方キロメートルでタブ林やクロマツ林が広がっている。飛島は、タブ等の湿地系植物、オオイタドリ等の寒地系植物、トビシマカンゾウ等の希少植物の生育地として知られており、多様な植生になっている。

当該区域には国指定の天然記念物、ウミネコの繁殖地があるほか、約300種の鳥類が確認されており、自然豊かな地域である。

このため、当該区域は、鳥獣の繁殖のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域で繁殖する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

(イ) ウミネコの集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。また、バードウォッチング等を通し、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然とのふれあいの場としての活用を図る。

(ロ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等により、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

8 (1) 名称 眺海の森鳥獣保護区（酒田市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

眺海の森鳥獣保護区は、酒田市松山・平田両地区において「眺海の森」として公園整備されており、あずまや、遊歩道等の自然観察施設が整備されている。植生は、アカマツ・スギ植林が主体で、公園内はよく管理されており鳥獣が多く生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の

保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (ロ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

- 9 (1) 名称 東陽鳥獣保護区（酒田市）
 (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 (4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

東陽鳥獣保護区は、酒田市平田地区の東部山地の先端部に位置し、植生はスギ植林が大部分を占めているが、地形的に経ヶ蔵山等に連なっており、平田地区の中心部に近い地域に多種多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (ロ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第827号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、神室鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名称 神室特別保護地区（新庄市及び最上郡金山町）
 2 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 4 保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

神室鳥獣保護区は、新庄市並びに最上郡金山町及び最上町の東側の神室連峰に位置し、ブナ等の自然林や、シラネアオイ、ニッコウキスゲ等が見られ、落葉広葉樹の林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。

特に、当該保護区の中でも特別保護地区は、ブナ等原生的な自然が多く残されており、希少猛禽類であるイ

ヌワシが生息する等、希少鳥獣の生息及び繁殖のために特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、神室鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

登山道等の利用者による鳥獣への影響を防止するため、鳥獣保護管理員等による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

山形県告示第828号

昭和40年11月県告示第1022号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3項第3号中「平成24年11月1日から平成34年10月31日まで」を「令和4年11月1日から令和14年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

眺海の森鳥獣保護区は、酒田市松山・平田両地区において「眺海の森」として公園整備されており、あずまや、遊歩道等の自然観察施設が整備されている。植生は、アカマツ・スギ植林が主体で、公園内はよく管理されており鳥獣が多く生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第3項第4号に次のように加える。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (ロ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第829号

昭和44年3月県告示第299号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3項中「平成24年11月1日から平成34年10月31日まで」を「令和4年11月1日から令和14年10月31日まで」に改め、第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

羽黒山鳥獣保護区は、磐梯朝日国立公園の特別地域に指定され、自然環境が保全されている。

植生は、出羽三山神社のスギ植林が大部分を占めるが、原生林もあり豊かな自然環境を保っており、多くの鳥類、中・小型哺乳類等が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第4項に次の1号を加える。

(3) 管理方針

- イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第830号

昭和47年10月県告示第1597号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項第3号中「平成24年11月1日から平成34年10月31日まで」を「令和4年11月1日から令和14年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

飛島鳥獣保護区は、鳥海国定公園内で、酒田港の西北西38キロメートルの日本海に浮かぶ島しょ地域で、地形はほぼ平坦であり周囲10キロメートル、面積2.3平方キロメートルでタブ林やクロマツ林が広がっている。飛島は、タブ等の湿地系植物、オオイタドリ等の寒地系植物、トビシマカンゾウ等の希少植物の生育地として知られており、多様な植生になっている。

当該区域には国指定の天然記念物、ウミネコの繁殖地があるほか、約300種の鳥類が確認されており、自然豊かな地域である。

このため、当該区域は、鳥獣の繁殖のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域で繁殖する鳥獣の保護を図るものである。

第2項第4号に次のように加える。

ハ 管理方針

(イ) ウミネコの集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。また、バードウォッチング等を通し、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然とのふれあいの場としての活用を図る。

(ロ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等により、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第831号

昭和57年11月県告示第1831号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第3号中「平成24年11月1日から平成34年10月31日まで」を「令和4年11月1日から令和14年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

吾妻鳥獣保護区は、米沢市の南部、福島県との県境周辺に位置し、標高2,035メートルの西吾妻山を中心とした高山地帯で、磐梯朝日国立公園（吾妻地域）の特別保護地区及び特別地域にも指定されている。国の天然記念物であるニホンカモシカや国内希少野生動植物種であるイヌワシ、また、ツキノワグマ、ニホンザル等の良好な生息地となって大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した地域となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第1項第4号に次のように加える。

ハ 管理方針

(イ) 区域内の定期的な巡視により、生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないように留意する。

(ロ) 区域内には、磐梯朝日国立公園（吾妻地域）の特別保護地区及び特別地域に指定されている地区もあり、登山客の利用が多いことから、利用者にはゴミの持ち帰りやマナー等について指導し、特別保護地区及び特別地域内の生息環境を良好に維持するよう努める。

第2項第3号中「平成24年11月1日から平成34年10月31日まで」を「令和4年11月1日から令和14年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

東陽鳥獣保護区は、酒田市平田地区の東部山地の先端部に位置し、植生はスギ植林が大部分を占めているが、地形的に経ヶ蔵山等に連なっており、平田地区の中心部に近い地域に多種多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第2項第3号に次のように加える。

ハ 管理方針

(イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ロ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第832号

昭和61年10月県告示第1443号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第3号中「平成24年11月1日から平成34年10月31日まで」を「令和4年11月1日から令和14年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

神室鳥獣保護区は、標高1,365メートルの神室山を中心とした地域で、大半が栗駒国定公園に指定されている。森林に深く覆われた地形で、ブナ・チシマザサ群落、キタゴヨウ・クロベ群落等の自然植生が残るほか、人工林が介在しており、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっている。

北西側はイヌワシの高利用域となっているほか、オオタカやクマタカの飛翔が確認されており、希少動物の生息域となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第1項第4号に次のように加える。

ハ 管理方針

登山道等の利用者による鳥獣への影響を防止するため、鳥獣保護管理員等による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

山形県告示第833号

平成4年10月県告示第1209号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第3号中「平成24年11月1日から平成34年10月31日まで」を「令和4年11月1日から令和14年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

徳良湖鳥獣保護区は、御所山県立自然公園に指定されている徳良湖を中心として広がる丘陵地帯である。周辺には、子供広場やオートキャンプ場等の施設があり、市民の憩いの場となっている。この区域は、アカマツ林に覆われており、北西部にかけては、広葉樹林となっており、多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第1項第4号に次のように加える。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
- (ニ) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用を図る。

第2項第3号中「平成24年11月1日から平成34年10月31日まで」を「令和4年11月1日から令和14年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

東山鳥獣保護区は、昭和55年度から昭和57年度にかけて県及び国の補助を受け、林野庁の指導の下に造成した保健休養のための森林「東山・生活環境保全林」を中心とした区域である。現在は、「陣峰市民の森」として、地域住民の憩いの場として、また、地元野鳥愛護会の野鳥観察の場として利用されている。新庄市中心部から近く、地域住民が親しく鳥獣に接するには重要な区域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用を図る。
- (ロ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第834号

平成10年10月県告示第1001号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。
令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3項中「平成24年11月1日から平成34年10月31日まで」を「令和4年11月1日から令和14年10月31日まで」に改め、第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

野々村鳥獣保護区は、最上郡真室川町の中心部に近い農業用ため池を中心にした区域であり、この区域は渡り鳥の越冬地として知られている。冬期にはハクチョウ、マガモ、オナガガモ等の飛来が見られ、地域住民によるこれらの鳥類の保護活動も行われている。近隣地には鳥獣の観察が可能な施設も整備され、地域住民の憩いの場ともなっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第4項に次の1号を加える。

(3) 管理方針

- イ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用を図る。
- ロ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第835号

平成24年10月県告示第1025号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3項中「平成24年11月1日から平成34年10月31日まで」を「令和4年11月1日から令和14年10月31日まで」に

改め、第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

大花山鳥獣保護区は、西置賜郡小国町の南西部に位置し、荒川支流の玉川と足水川に挟まれた標高789メートルの大花山に連なる丘陵地帯で、大花山西斜面はブナ・チシマザサ群落が広がり、東斜面はブナ二次林が広がっている。このような自然環境を反映して国内希少野生動植物種であるイヌワシ、ニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

定期的に区域内を巡視し、鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、森林施業等による鳥獣の影響を防止するため、関係機関との調整を図る。

山形県告示第836号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 寒河江川特定猟具使用禁止区域（寒河江市及び西村山郡西川町）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 小倉特定猟具使用禁止区域（上市市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 荒谷特定猟具使用禁止区域（天童市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 白水川特定猟具使用禁止区域（東根市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名 称 大平特定猟具使用禁止区域（東根市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名 称 寒河江ダム特定猟具使用禁止区域（西村山郡西川町）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名 称 太田・中道特定猟具使用禁止区域（新庄市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境

- 部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 五十川特定猟具使用禁止区域（長井市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名 称 古峯特定猟具使用禁止区域（南陽市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10 (1) 名 称 宮崎特定猟具使用禁止区域（南陽市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11 (1) 名 称 松ヶ丘特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 12 (1) 名 称 桜ヶ丘特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 13 (1) 名 称 三和特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 14 (1) 名 称 三川特定猟具使用禁止区域（鶴岡市及び東田川郡三川町）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 15 (1) 名 称 荒鍋特定猟具使用禁止区域（東田川郡庄内町）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

山形県告示第837号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県産業創造支援センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県産業創造支援センター

- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号
公益財団法人山形県企業振興公社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第838号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市大字湯野沢1749番地14
- 3 認可年月日
令和4年10月21日

山形県告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日
令和4年10月20日

山形県告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営烏川赤松地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所
大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間
令和4年10月31日から同年11月30日まで
- 4 その他
- (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第841号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区 域		期 間
市 町 名	大 字 名 又 は 町 名	
鶴 岡 市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜	令和4年12月1日から 令和5年3月31日まで
酒 田 市	宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上
遊 佐 町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同 上

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和4年11月29日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山形県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年10月31日から同年11月14日まで縦覧に供する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 天童寒河江線
- 2 供用開始の区間 天童市大字荒谷字下条1126番1から
同 堂ノ前1000番3まで
- 3 供用開始の期日 令和4年10月31日

山形県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和4年10月28日から同年11月11日まで縦覧に供する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字川前字下代133番1から
同 131番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年10月28日

山形県告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和4年10月28日から同年11月11日まで縦覧に供する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡飯豊町大字小白川字才頭先三4174番から 同 大巻1295番まで	旧	19.9メートル └ 6.4	メートル 240
同 上	新	24.1メートル └ 6.4	メートル 275

山形県告示第845号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和4年10月28日から同年11月11日まで縦覧に供する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井飯豊線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字小白川字才頭先三4174番から
同 大巻1295番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年10月31日

山形県告示第846号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市の一部
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年11月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）

山形県告示第847号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、弓張平公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 弓張平公園
- 2 指定した団体 寒河江市大字寒河江字鷹の巣4番地3
弓張平公園管理運営企業体
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第848号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク
- 2 指定した団体 寒河江市高田三丁目110番地の1
みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第849号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車のみ的一般交通の用に供する道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において、令和4年10月28日から同年11月11日まで縦覧に供する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 寒河江村山線
- 2 指定する道路 東根市大字松沢字平内259番2から
同 287番4まで
東根市大字松沢字平内258番3から
同 282番2まで
- 3 指定する期日 令和4年10月28日

山形県告示第850号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車のみ的一般交通の用に供する道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において、令和4年10月28日から同年11月11日まで縦覧に供する。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 村山大石田線
- 2 指定する道路 村山市大字名取字清水北3123番173から
同 清水西3680番4まで
村山市大字名取字清水北3028番5から
同 3242番5まで
- 3 指定する期日 令和4年10月28日

山形県告示第851号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、米沢ヘリポートの指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 米沢ヘリポート
- 2 指定した団体 米沢市アルカディア一丁目808番地の17
東北警備保障株式会社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第852号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、酒田北港緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 酒田北港緑地
- 2 指定した団体 酒田市北新橋一丁目12番13号
クリーンサービス株式会社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第853号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、酒田北港緑地展望台の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 酒田北港緑地展望台
- 2 指定した団体 酒田市宮海字南浜1番50号
特定非営利活動法人山形県リサイクルポート情報センター
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月28日

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会規則第14号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	同	寒河江工業高等	工 業	機 械	40				を
		学校		電 子 機 械	40				
				情 報 技 術	40				

同 寒河江工業高等 学校	工 業	機 械	募集停止			
		電 子 機 械	募集停止			
		情 報 技 術	募集停止			
		メカニカル	40			
		エンジニア	40			
		ロボットエ	40			
		ンジニア				
		I T エンジ	40			
		ニア				

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年10月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真 生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
渡部正七後援会	渡部正七	渡部正七	新庄市大字萩野1116番地	令和 4.10.3

山形県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和4年10月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真 生

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党鮭川村支部	丸山重幸	会計責任者の氏名	加藤昌彦	井上学	令和 4.9.15

山形県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年10月28日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
加賀山茂後援会	加賀山茂	令和4.3.29

山形県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和4年10月28日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内容		異動年月日
			新	旧	
市村浩一	浩進会	公職の種類	酒田市議会議員	山形県議会議員	令和3.11.13

山形県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和4年10月28日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
加賀山茂	加賀山茂後援会	令和4.3.29

企業局関係**告示****山形県企業告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県営駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年10月28日

山形県企業管理者 沼澤好徳

- 1 公の施設の名称 山形県営駐車場
- 2 指定した団体 山形市鉄砲町二丁目13番18号
株式会社ヤマコー
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県庁舎等LED照明器具賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
- (2) 日時 令和4年11月17日（木）午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県庁舎等LED照明器具賃貸借サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和15年2月28日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される令和5年3月1日から令和15年2月28日までの期間に相当する料金の総価のうち、令和5年3月分の1箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった令和5年3月1日から令和15年2月28日までの期間に相当する料金の総額のうち1箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部管財課施設管理担当 電話番号 023(630)2064
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県総務部管財課施設管理担当で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年11月10日（木）午後1時まで、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月9日（水）午後1時まで山形県総務部管財課施設管理担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required: Lease of LED lighting equipment at Yamagata Prefectural Government Office building : 1 set
 - (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. November 17, 2022
 - (3) Contact point for the notice: Prefectural Government Administration, Property Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2064

令和5年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。

令和4年10月28日

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

1 山形県立高等学校全日時の課程及び定時制の課程

学 校 名	全 日 制 の 課 程		定 時 制 の 課 程		特 記
	設 置 学 科	入 学 定 員	設 置 学 科	入 学 定 員	
山形県立山形東高等学校	普通 探究	160 80			一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。

同	山形南高等学校	普通 理数		200 40				
同	山形西高等学校	普通		200				
同	山形北高等学校	普通 音楽		160 40				
同	山形工業高等学校	工業	機 械 技 術 電 気 電 子 情 報 技 術 建 築 土 木・化 学	40 40 40 40 40				
同	山形中央高等学校	普通 体育	ス ポ ー ツ	160 80				
同	霞城学園高等学校				普通		午前 40 午後 40 夜 40	
同	上山明新館高等学校	普通 農業 商業	食 料 生 産 情 報 経 営	160 40 40				
同	天童高等学校	総合		120				
同	山辺高等学校	家庭 看護	食 物 福 祉 看 護	40 40 40				
同	寒河江高等学校	普通		200				普通科一般コース 160名、普通科探究 コース40名をそれぞ れ募集する。
同	寒河江工業高等学校	工業	メカニカルエン ジニア ロボットエンジ ニア I Tエンジニア	40 40 40				
同	谷地高等学校	普通		80				
同	左沢高等学校	総合		80				
同	村山産業高等学校	農業 工業 商業	農 業 経 営 み どり 活 用 機 械 電 子 情 報 流 通 ビジネス	40 40 40 40 40				
同	東桜学館高等学校	普通		200				入学定員に併設型 中学校からの入学者 数も含む。
同	北村山高等学校	総合		120				
同	新庄北高等学校	普通		200	普通		夜 40	普通科一般コース 160名、普通科探究 コース40名をそれぞ れ募集する。
	最上校	普通		40				
同	新庄南高等学校	普通 商業	総 合 ビジネス	80 40				

	金山校	普通		40				
同	新庄神室産業高等学校	農業	食 料 生 産	40				
		工業	農 産 活 用 機 械 電 気 環 境 デ ザ イ ン	40 40				
	真室川校	普通		40				
同	米沢興譲館高等学校	普通	理数探究、国際 探究	120 80				一般入学者選抜に おいて、理数探究科 と国際探究科をあわ せて、探究科として 募集する。
同	米沢東高等学校	普通		160				
同	米沢工業高等学校	工業	機 械 生 産 デ ザ イ ン 電 気 情 報 建 築 環 境 工 学	40 40 40 40	総合		夜 40	全日制の課程にお いて、機械科と生産 デザイン科、建築科 と環境工学科は、そ れぞれまとめて募集 する。
同	米沢商業高等学校	商業	商 業	80				
同	置賜農業高等学校	農業	生 物 生 産 園 芸 福 祉 食 料 環 境	40 40 40				
同	南陽高等学校	普通		160				
同	高島高等学校	総合		80				
同	長井高等学校	普通		200				普通科一般コース 160名、普通科探究 コース40名をそれぞ れ募集する。
同	長井工業高等学校	工業	機 械 電 子 福 祉 環 境	40 40 40				
同	荒砥高等学校	総合		40				
同	小国高等学校	普通		40				
同	鶴岡南高等学校	普通	理数	160 40				一般入学者選抜に おいて、普通科と理 数科は、まとめて募 集する。
同	鶴岡北高等学校	普通		120				
同	鶴岡工業高等学校	工業	機 械 電 気 電 子 情 報 通 信 建 築 環 境 化 学	40 40 40 40				
同	鶴岡中央高等学校	普通		120				
		総合		120				
同	加茂水産高等学校	水産	水 産	40				
同	庄内農業高等学校	農業	食 料 生 産 食 品 科 学	40 40				
同	庄内総合高等学校	総合		80	総合		昼 40	

同	酒田東高等学校	普通 探究	理数探究、国際 探究	120 80				一般入学者選抜に おいて、理数探究科 と国際探究科をあわ せて、探究科として 募集する。
同	酒田西高等学校	普通		160	普通		昼 40	
同	酒田光陵高等学校	普通 工業 商業 情報	機 械 制 御 電 気 電 子 環 境 技 術 ビ ジ ネ ス 流 通 ビ ジ ネ ス 会 計	80 40 40 40 40 40				
同	遊佐高等学校	総合		40				

※山形東高等学校、米沢興譲館高等学校、酒田東高等学校の「探究科」は、理数に関する学科である理数探究科と国際関係に関する学科である国際探究科を合わせて募集する場合の総称として記載しています。

2 山形県立高等学校通信制の課程

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立霞城学園高等学校	普 通 服 飾	120 40
同 庄内総合高等学校	普 通	80

3 山形県立特別支援学校の高等部

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県 下 一 円	普 通	若干名
		保健理療	若干名
同 山形聾学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 山形養護学校	県 下 一 円	普 通	14
同 米沢養護学校	【総合コース】米沢市、南陽市、高島町、川西町 【就労コース】米沢市、南陽市、高島町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	22
同 米沢養護学校 西置賜校	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	11
同 ゆきわり養護学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 鶴岡養護学校	鶴岡市、庄内町、三川町	普 通	14
同 酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普 通	14
同 新庄養護学校	【総合コース】新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村 【就労コース】総合コース同様	普 通	22
同 村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校	村山市、天童市、東根市、尾花沢市、大石田町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校 大江校	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町	普 通	11

同	上山高等養護学校	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町	普通	24
同	鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、遊佐町	普通	16

(注) 受入れ区域について特別な事情がある場合には、県教育委員会が調整する。

4 山形県立高等学校専攻科

学校名	設置学科	入学定員
山形県立山辺高等学校	看護	40

5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学校名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県 下 一 円	理 療	若干名
同 山形聾学校	県 下 一 円	商業技術 生産技術	若干名 若干名

別記1

令和5年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

推薦入学を志願することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 令和5年3月に県内の中学校、これに準ずる県内の学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者
 - イ 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確かつ適切であること。
 - ロ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
 - ハ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。
 - ニ 体育科については、得意運動種目を有すること。
 - ホ 音楽科については、得意領域（声楽、器楽）を有すること。
- (2) 合格した場合は、入学が確約できる者

2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 対象学科・募集人員

別に定める。

4 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 出願に必要な書類

- イ 共通に必要な書類
 - (イ) 推薦入学願書
 - (ロ) 自己推薦書
 - (ハ) 調査書
- ロ 個別に必要な書類
 - (イ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(2) 提出期間

出願に必要な書類は、令和5年1月19日（木）から同月25日（水）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び面接並びに必要な応じて実施される適性検査、作文・実技検査、基礎学力検査等の結果

を各高等学校で定めた選抜規準に照らし行う。

- (1) 面接、適性検査及び作文・実技検査、基礎学力検査等は、令和5年2月2日（木）に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査、基礎学力検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、選抜結果について令和5年2月9日（木）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、令和5年3月17日（金）に行う。

第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜

1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、令和5年3月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立新庄南高等学校金山校及び県立小国高等学校）

3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、令和5年1月19日（木）から同月25日（水）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

- (1) 面接は、令和5年2月2日（木）に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 志願先高等学校長は、選抜結果について令和5年2月9日（木）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、令和5年3月17日（金）に行う。

第3 一般入学者選抜

1 志願資格

一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 令和5年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下第3において「中学校」という。）を修了（以下第3において「卒業」という。）する見込みの者で、令和5年度推薦入学者選抜又は中高一貫における連携型入学者選抜において合格内定していない者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

- イ 一般入学願書
- ロ 調査書

(2) 個別に必要な書類

- イ 自己申告書
志願先の高等学校長が提出を認めたとき。
- ロ 学区外高等学校志願許可書
県教育委員会に「学区外高等学校志願許可願」を提出し許可を受けたとき。
- ハ 県外志願者受入れ校への届出書及び当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の証明書
「県外志願者受入れ制度」により、山形県外からの志願者受入れを認められている高等学校に、県外から志願するとき。
- ニ 推薦入学者選抜受検票又は連携型入学者選抜受検票
推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜に漏れた者が、同一高等学校に志願するとき。
- ホ 推薦入学者選抜願書の写し又は連携型入学者選抜願書の写し
推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜に漏れた者が、他の高等学校に志願するとき。

- へ 在籍高等学校長の志願承諾書
高等学校に在籍のまま志願するとき。

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、令和5年2月15日（水）から同月21日（火）正午までの間、在籍又は出身中学校長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

(1) 本検査

イ 学力検査は、令和5年3月7日（火）に志願先高等学校で受検するものとする。

ロ 適性検査は、令和5年3月8日（水）に志願先高等学校で行うものとする。

(2) 追検査

イ 学力検査は、令和5年3月12日（日）に志願先高等学校で受検するものとする。

ロ 適性検査は、令和5年3月13日（月）に志願先高等学校で行うものとする。

合格者の発表は、令和5年3月17日（金）に受検番号のWebへの公開及び志願先高等学校における掲示によって行う。

第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜

1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1 志願資格」に該当し、令和5年4月1日現在で18歳以上の者とする。

2 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 一般入学願書

(2) 出身中学校の卒業証明書

(3) 提出期間

一般入学願書及び卒業証明書は、令和5年2月15日（水）から同月21日（火）正午までの間に、志願者が志願先高等学校長に提出する。

3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

(1) 作文及び面接は、令和5年3月7日（火）に行う。

(2) 合格者の発表は、令和5年3月17日（金）に受検番号のWebへの公開及び志願先高等学校における掲示によって行う。

第5 注意事項

1 入学願書には、入学者選抜手数料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。

2 国立諸学校に合格し、入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。

3 この要項に定めるもののほか、細部については、令和5年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

別記2

令和5年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和5年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記2において「中学校」という。）を修了（以下別記2において「卒業」という。）する見込みの者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者。ただし、霞城学園高等学校服飾科については、

技能連携を行う教育機関の令和5年度入学予定者に限る。

2 募集区域

県下一円

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 入学願書

学校所定のものに入学者選抜手数料として300円の山形県収入証紙を貼り、消印しないこと。

(2) 調査書

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。

(3) 提出期間

令和5年3月1日（水）から同月23日（木）午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。

4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。

(1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。

(2) 合格者の発表は、令和5年3月29日（水）までに行う。3(3)に掲げる期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。

5 その他

(1) 細部については、令和5年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

(2) 出願に必要な書類の提出先は、当該高等学校の募集要項による。

別記3

令和5年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 令和5年3月に中学校、特別支援学校の中学部又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記3において「中学校」という。）を修了（以下別記3において「卒業」という。）する見込みの者

ロ 中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者

ハ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者

ニ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当すること。ただし、高等部のみ置く特別支援学校及び新庄養護学校高等部就労コース、米沢養護学校高等部就労コースにおいては、知的発達の遅滞があり、就労を目指す教育課程を履修できる者とする。

2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

3 入学志願及び調査書等の提出

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

(1) 入学志願は1人1校とする。

(2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校及び特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

(3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。

4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

5 選考方法

- (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
- (2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
- (3) 学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。

6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行う。志願者の在籍又は出身学校長に通知するとともに、志願者に選考結果を通知する。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

別記4

令和5年度山形県立山辺高等学校専攻科（看護）入学志願要項

1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を令和5年3月卒業見込みの者とする。

2 出願期間

令和5年1月20日（金）から同月26日（木）正午まで

3 提出書類

学校所定の入学願書

入学者選拔手数料は要しない。

4 選抜

卒業の判定をもって行う。

5 合格発表

令和5年2月17日（金）正午予定

6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

別記5

令和5年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 高等学校又は特別支援学校の高等部を令和5年3月卒業見込みの者

ロ 高等学校又は特別支援学校の高等部を卒業した者

ハ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者

ニ 文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

- (2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。

2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

3 入学願書及び調査書等の提出

- (1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校、高等学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。

- (2) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。

4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

5 選考方法

- (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

- (2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果等により、総合的に検討し、入学者を判定する。
- (3) 学力検査の問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領及び関係特別支援学校（視覚障がい又は聴覚障がい）の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。
- 6 合格者の発表
各特別支援学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。
- 7 その他
細部については、志願校に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

山形県総合交通安全センター外14施設に係る電力の供給

- (1) 山形県総合交通安全センター 契約電力400キロワット、使用電力量738,423キロワットアワー
- (2) 山形県警察本部三隊合同庁舎 契約電力56キロワット、使用電力量230,766キロワットアワー
- (3) 山形警察署庁舎 契約電力150キロワット、使用電力量697,506キロワットアワー
- (4) 上山警察署庁舎 契約電力50キロワット、使用電力量154,174キロワットアワー
- (5) 天童警察署庁舎 契約電力60キロワット、使用電力量215,228キロワットアワー
- (6) 寒河江警察署庁舎 契約電力46キロワット、使用電力量204,765キロワットアワー
- (7) 村山警察署庁舎 契約電力66キロワット、使用電力量195,831キロワットアワー
- (8) 尾花沢警察署庁舎 契約電力44キロワット、使用電力量141,028キロワットアワー
- (9) 庄内警察署庁舎 契約電力59キロワット、使用電力量194,787キロワットアワー
- (10) 酒田警察署庁舎 契約電力78キロワット、使用電力量316,568キロワットアワー
- (11) 鶴岡警察署庁舎 契約電力103キロワット、使用電力量467,903キロワットアワー
- (12) 長井警察署庁舎 契約電力49キロワット、使用電力量177,477キロワットアワー
- (13) 南陽警察署庁舎 契約電力55キロワット、使用電力量192,469キロワットアワー
- (14) 米沢警察署庁舎 契約電力102キロワット、使用電力量259,603キロワットアワー
- (15) 小国警察署庁舎 契約電力39キロワット、使用電力量50,699キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年9月22日

4 随意契約の相手方の名称及び住所 株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号

5 随意契約に係る契約金額

- (1) 第1項第1号から第14号までの施設
(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kWにつき）
令和4年10月1日～令和7年9月30日	1993.20円

(使用電力量に対する単価)

期 間	電力量料金単価（1kWhにつき）	
令和4年10月1日～令和7年9月30日	夏季	19.43円
	その他季	17.99円

- (2) 第1項第15号の施設
(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kWにつき）
令和4年10月1日～令和7年9月30日	1509.20円

（使用電力量に対する単価）

期 間	電力量料金単価（1kWhにつき）	
令和4年10月1日～令和7年9月30日	夏季	18.79円
	その他季	17.08円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月28日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
新庄病院改築整備 情報ネットワーク整備等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院医事経営相談課情報企画係 新庄市若葉町12番55号
電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和4年8月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECフィールドディング株式会社 山形市南栄町三丁目6-34
- 5 落札金額 116,600,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和4年7月12日